

広島県告示第二百十号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第三十条第二項の規定によつて、同法による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する業務を行う者として、次の者を指定した。

平成二十八年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	業 務 の 開 始 日
広島県農業会議	広島市中区大手町四丁目二番一六号	平成二八年三月二三日	平成二八年四月一日